

# 東京工業大学の研究ポリシーと研究戦略 (研究ポリシーペーパー)

Ver.1

2007年12月

研究戦略室

## 研究ポリシーペーパーより一部抜粋

---

### 3 具体的施策の展望

#### 3. 1 個々の教員に関連する施策の展望

##### 3. 1. 1 研究経費の確保と外部資金

##### (6) 軍事・国防に関連した予算による基礎研究

米国の有力大学では、大学の使命として新知識の探究と創出および教育、新知識の移転に加えて、国家と人類社会への奉仕を挙げている<sup>11,12</sup>。このような使命を掲げる米国の大学では、国防基礎研究の割合が次第に高まっている。このような背景には、米国の多くの大学が国防基礎研究に関心をもち、その研究費獲得に努力していること、軍事研究といえども、多くの場合民生用としての効果をもつこと、国防総省が大学での研究は基礎研究であるとの認識のもとに制度設計をしていること、などがあげられる。

このような状況をみると、軍事・国防に関連した研究を実施する内外の政府機関等が本学の基礎研究に興味を示し、本学に研究助成をし、共同研究を求める可能性も否定できない。そこで、研究戦略室において検討し、この種の研究助成、共同研究の受け入れに関する考え方をまとめ、研究成果の公表や帰属の問題が本学の基本的考えに沿うものであるかを研究戦略室において審査し、問題ない場合に受け入れることとした<sup>13,14</sup>。

---

<sup>11</sup> C.R. Canizares, DOD Sponsored Basic Research, MIT (2004).

<sup>12</sup> L.B. Coleman, Preserving Academic Freedom and Homeland Security, University of California (2004).

<sup>13</sup> 2005年4月15日役員会で承認された取り扱いに関する要領は

<http://www.rso.titech.ac.jp/tool/sairyou-supeisu/gunijikokubouyouryou.pdf>参照。

<sup>14</sup> 本学において、すでに米国国防総省からの研究助成を受け入れている例がある。



## 軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等との研究協力に関する要領

平成 17 年 4 月 15 日  
研究戦略室決定

〔教育研究評議会（平成 17 年 4 月 8 日）了承  
役員会（平成 17 年 4 月 15 日）承認〕

軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等との研究協力の適切な実施を目的として、以下のとおり研究契約の取扱いに関する要領を制定する。

### 1. 目的

国立大学法人東京工業大学（以下、「大学」という。）と軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等との研究協力を適切に実施することを目的として、本要領を制定する。大学職員（非常勤職員を含む。）が研究活動を実施する場合において、当該研究活動の一環として軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等と大学との間で研究に係る契約を結ぶ必要がある場合は、他の規定との係わりある場合を除き、本要領を適用するものとする。

### 2. 軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等

本要領において、「軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等」とは、我が国防衛庁、米国防総省(DOD)等、当該機関の判断において研究協力の内容に、国家安全保障の観点から情報及び研究試料等の取扱いの制限、あるいは研究の遂行に関与する者に対してのなんらかの責務を課することができる内外の政府機関並びにこれら政府機関と当該研究協力に関し契約関係にある企業、大学及び研究機関を指す。

### 3. 研究協力の取り扱いについて

(1) 軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等が望む研究協力が、米国防総省が調達規定として設けている「研究、開発、試験及び評価 (RDT&E)」コード「6.1」（科学的発見や新しい発明を目的とした基礎研究を指す。）に該当するあるいはこれに準じる内容である場合であって大学職員が希望する場合、研究存在の公開及び研究成果の公開の原則並びに大学本来の使命と矛盾しない限りにおいて、大学はこれを受け入れる。この場合、知的財産権等の取扱いは、国立大学法人東京工業大学発明規則、同取扱い内規等に従うことを前提とする。

(2) 上記コード「6.1」及びこれに準じる内容と合致しない場合、大学内の研究としては受け入れない。

### 4. その他

#### (1) 運用の細則

研究協力の内容が、コード「6.1」に該当する、あるいはこれに準じるかどうか等の確認を含む、本要領の運用の細則は、研究戦略室においてこれを定める。

#### (2) 見直し規定

本要領は、運用の実績を踏まえて、適宜、改訂するものとする。

#### (3) 第 2 項の解釈について

全米科学財団 (NSF)、米国保健研究所 (NIH) は、上記 2. に規定される「軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等」には含まれない。

以上

軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等との研究助成・研究協力契約に関する審議状況

審議年月	相手先の政府機関等	審議内容	受入れ教員
2008年11月	米国空軍科学技術局 アジア航空宇宙研究開発事務所 (AOARD)	研究助成申請	A 教授
2009年 3月	AOARD	〃	B 准教授 C 教授
2009年 8月	米国陸軍国際技術センター 太平洋支部 (ITC-PAC)	〃	D 教授
2009年10月	安全保障関係機関との研究協力について ※相手機関は防衛省技術研究本部・先進技術推進センター	研究協力	E 教授
2010年 3月	〃	〃	〃
2011年 5月	AOARD	研究助成申請	B 准教授
2011年 6月	AOARD	〃	F 教授
2012年 4月	AOARD	〃	C 教授
2012年10月	AOARD	〃	G 准教授
2013年 1月	AOARD	〃	B 准教授
2013年 3月	AOARD	〃	H 教授
2014年11月	防衛省の平成27年度概算要求の一部を報告 ※2015年度にスタートする安全保障技術研究推進制度を紹介		
2015年 3月	米国海軍海事技術本部 グローバル(ONR Global)	会議助成申請	I 教授
2015年 4月	AOARD	研究助成申請	C 教授